寄稿

地方公共団体に求められる人権施策について



小林 直三氏(大阪経済大学 国際共創学部 教授)

高知短期大学教授、高知県立大学教授、名古屋市立大学大学院教授を経て、現職。愛知県人権施策推進審議会委員、名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員などを務める。専門は憲法学。法学(博士)。主な著書に『中絶権の憲法哲学的研究 —アメリカ憲法判例を踏まえて』『情報社会の憲法学—情報プライバシー・データマイニング・司法』など。

1.はじめに

本来、人権保障は国家レベルで行われるべきであるが、それが十分ではない場合には、それを補うため、地方公共団体に積極的な人権施策が求められる。本稿では、その例として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消に向けた取組みに関して述べていきたい。

2.本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

いわゆる人種差別撤廃条約は、ヘイトピーチが犯罪であると宣言することを求める。しかし、日本国憲法21条は「一切の表現の自由は、これを保障する」としていることから、日本国政府は、憲法に抵触しない限りで条約の義務を履行する旨の留保を付けている。しかし、逆に言えば、憲法に抵触しない限りは条約の義務を履行しなければならず、人種差別を助長したり扇動したりすることを認めてはならない。実際、国も「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、法)を定めている。ただし、この法は理念法であり、ヘイトスピーチ解消の実効性を疑問視する意見もある。

3.地方公共団体の人権施策

そのため、いくつかの地方公共団体では法を補うための人権施策が実施されている。公共の場でのヘイトスピーチに関する地方公共団体の施策には、法と同じ「理念型」、ヘイトスピーチがあった場合にその事実の概要を公表する「事実の公表型」、事実の概要だけでなくヘイトスピーチを行った者の氏名等も公表する「氏名等+事実の公表型」、罰則を科す「罰則型」があり、愛知県では「事実の公表型」を採用している。一般論でいえば、理念型では実効性に疑問が残り、罰則型は日本国憲法との関係で慎重な議論が必要となる。また、通常、公共の場でのヘイトスピーチは顕名性が高いため、氏名等を公表しても抑止力には限界がある。ところで、ヘイトスピーチの害悪の1つは、それを聴く人々の偏見や差別感情を助長し、その結果、排他的な社会になり、さらにはヘイトクライムさえ生じるようになるかもしれないことにある。そうならないためには、教育や啓発を通じて、県民がヘイトスピーチに影響されないようにしなければならない。そうであれば、ヘイトスピーチの事実の概要を公表し県民と共有することを通じて、県と県民が一緒に問題と向き合うとともに、教育・啓発に繋げていく「事実の公表型」が適切であるように思われる。他方、匿名性の高いヘイトスピーチは、公共の場よりもインターネット上で行われており、愛知県では、別途、インターネット上の一定の差別的書き込みに関するモニタリング事業を実施し、悪質なものについては法務局に削除要請を行っている。こうした「公の場での事実の公表型」+「インターネット上の差別的書き込みのモニタリング事業」の愛知県モデルは、表現の自由の保障を重視しながらヘイトスピーチの解消を実効性のある形で進める可能性を示すものと考えられる。

4.おわりに

もちろん、愛知県モデルの実施にもかかわらず、状況が著しく悪化するのであれば、罰則型の検討も求められるかもしれない。そうならないためにも、県においては、一層、充実した人権施策の実施が求められよう。たとえば、相談窓口の充実やそこで得られた課題の施策へのフィードバック、施策やその結果を効果的に教育・啓発に繋げるシステムの確立が考えられる。また、偏見や差別感情を生じさせかねない誤った情報や不当な情報が流布している場合に、県が積極的にそれらの情報を是正する制度や、フランスなどで策定されている「多様性憲章」の策定・推進の検討も必要となるだろう。今後、人権施策において、愛知県が、より一層、重要な役割を果たすことを期待するものである。